

第1回協議会における協議項目及びその取扱い

議案第4号 合併の方式について

岩槻市を廃し、その区域をさいたま市に編入する編入合併とする。

議案第5号 岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置について

- (1)行政区の範囲は、現在の岩槻市の区域をもって、一つの行政区とする。
- (2)行政区の名称は、岩槻区とする。
- (3)行政区の事務所の位置は、岩槻市本町六丁目1番1号(現在の岩槻市役所)とする。

議案第6号 財産の取扱いについて

岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐ。

議案第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

- (1)岩槻市の農業委員会の選挙による委員である者のうち8人は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項の規定を適用し、さいたま市農業委員会の委員の残任期間に限り、さいたま市農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。この場合において、8人の選出については、岩槻市農業委員会の選挙による委員である者の互選により、さいたま市農業委員会の選挙による委員として在任する者を定める。
- (2)岩槻市農業委員会の区域をさいたま市農業委員会の新たな一つの選挙区とする。

議案第8号 地方税の取扱いについて

地方税は、さいたま市の制度に統一する。

議案第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて

岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐ。

議案第10号 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等は、さいたま市に統一する。

議案第11号 行政機関の取扱いについて

行政機関は、原則としてさいたま市の制度に統一する。

議案第12号 一部事務組合等の取扱いについて

- (1)岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退する。
- (2)岩槻市が加入している埼玉葛清掃組合は、合併の日の前日をもって脱退する。なお、岩槻市区域のし尿処理業務は、当該組合の施設を管理運営する団体に委託する方式で調整する。
- (3)岩槻市が加入している埼玉葛斎場組合は、合併の日の前日をもって脱退する。なお、合併後2年間に限り、歴史的・地域的係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該組合の斎場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができるものとする。
- (4)両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入する。
- (5)岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退する。
- (6)岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合する。
- (7)社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮しながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合する。
- (8)岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入する。

議案第13号 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等は、原則としてさいたま市に統一する。

議案第14号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努める。